

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和6年2月
総務省

1 改正の趣旨

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）の一部の施行により地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正され、普通地方公共団体は、条例で、その職員等に対し在宅勤務等手当を支給することが可能となること等に伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）が改正され、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る基準給与年額の算定基礎から在宅勤務等手当が除外されること、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）についても同様の改正を行うもの。

2 施行期日

令和6年4月1日